

〒400-0032 山梨県甲府市中央1-1-11-2F  
電話055-237-5523 FAX055-237-5281  
http://www.akaike.com

# 赤池まさあき 国政ニュース

# 5.3自主憲法制定を

# 現行憲法では国家国民を守れない！

五月三日は「憲法記念日」であり、昭和二十二年に日本国憲法が施行された日です。祝日法には「憲法記念日」を「日本国憲法の施行を記念し、

国の成長を期する。」とうたわれています。四月二十九日の昭和天皇誕生日「昭和の日」には「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」と位置づけています。

戦前戦中戦後と日本は激動の日々を経て、先人たちのご苦労により、戦災から復興し、高度経済成長により、世界第二位の経済大国になりました。確かに「憲法記念日」の意味するところにあるとおり、国は成長しました。しかしながら、「昭和の日」がうたうように、国の将来に思いをいたす時、果たして今の日本国憲法体制のまま

で、国家を守ることができるとは、否と云わざるを得ません。国家とは、国土・国民・主権・価値観・歴史から構成される

共同体です。現行のGHQ製、他国依存の甘えの憲法では、国家(国民)を守る事ができません。

## ●五・三憲法集会開催

憲法問題を考えようとして毎年五月三日「憲法記念日」にあわせて、集会を開催しています。今年



5.3憲法を考える講演会を開催！

は、午後二時から四時まで、山梨県神社庁において、産経新聞政治部記者・首相官邸キャップの阿比留瑠比(あひるるい)氏を招いて「政権交代の悪夢」と題して講演会を開催いたしました。連休中にもかかわらず、会場

一杯になる方々にご参集賜り、感謝感激です。阿比留氏の講演では、民主党政権の呆れた実態を赤裸々に聞きました。やはり改めて民主党政権では、日本の政治を任せ

## ●現行憲法は占領中 主権不在で制定

国会では、法案や予算決算案の審議を行っている。法案審議の時に重要なものは、法案の背景、理念、目的です。立法事実と言います。誰が誰を対象にして、いつどこで

なぜこのような法案をどのような内容で制定し改正するのか、その制定過程が法案自体を決めま

す。まさに法案という単なる文章に命を吹き込み、力を持たせるわけ

です。通常の法律の上位を占める国家の基本法である憲法であれば、なおさらです。制定過程によって、憲法の生命が決ま

っているからです。昭和の日の前日四月二十八日は「主権回復の日」です。毎年国民集会

が開催されており、今年からは自民党本部会館ホールで開催されました。その目的は、四月二十八日を

主権回復記念日として国民の祝日とすることに

よって、昭和二十年八月十五日から昭和二十七年四月二十八日までの六年

八ヶ月間、日本が占領されていたことを自覚し、占領政策とそれに基づく戦後体制の呪縛を打ち破ることです。

その間、日本には国家を構成する最も重要な主権がなかったのです。領土はあり、国民もいました。政府も国会も裁判所

もありました。しかし、国家統治の至高権力である主権が、日本にはなく、連合国軍GHQ、マッカーサー將軍にあったのです。

憲法の制定過程、歴史的事実を知れば、よく分かります。国立国会図書館が分かりやすくまとめている。ネットで読むことができますので、ぜひご覧ください。http://www.ndl.go.jp/constitution/

▼東京事務所を開設  
住所：〒102-0075  
東京都千代田区三番町

三〇一六―二〇四  
靖国神社と大妻大学の  
間、セブンイレブン向い

電話：〇三―五二―一三  
一四九四六  
FAX：〇三―五二―一三  
一四九四七

〒400-0032 山梨県甲府市中央1-1-11-2F  
電話055-237-5523 FAX055-237-5281  
http://www.akaike.com ma@akaike.com

# 赤池まさあき 国政ニュース

## ●GHQが一週間で作成

日本国憲法は、敗戦後から昭和二十一年二月十三日まで日本国憲法自ら改正案を調査し作成していった。明治憲法の修正で十分運営できると考えていた政府案を、二月一日に毎日新聞がスクープします。GHQは改革が不十分で政府に任せておけないとして、二月四日にマッカーサー将軍が三原則の指示をします。それには、①天皇は国家元首だが、憲法及び国民の総意に置き、②主権の発動として戦争が否定され、③封建的な諸制度の廃止が明記されています。現行憲法の骨格が書き込まれていたのです。それを受けて、GHQでは各国の憲法を参照しながら、秘密裏に一週間で草案を書き上げます。

日本の歴史や伝統に基づくことなく、国民の自由意志もなく、日本に主権がない占領中に、GHQにより制定されたのです。原文が英文ですから、翻訳調で読みにくいものとなるのもこれまた当然でした。自らの国が自ら決定し守るといふ主権独立国家の基本法ではなく、保護国そのものであり、占領中に法律を改変してはいけないという国際法に違反したものです。

日本国憲法は、GHQの占領政策の一環として、二度と日本を立ち上げることができ

ないようにさせるために、武装放棄と精神解除を中心とした日本弱体化のためであり、元来日本の国家(国民)を守るために、つくられていないのです。

## ●十九年国民投票法制定

自主憲法制定は、昭和三十年自民党の結党以来の党是でした。しかし、安保闘争や経済成長優先主義の中で、いつしか形骸化し、置き忘れられてきました。

平成九年日本国憲法施行五十周年をきっかけとして、超

# 四月二十八日に自民党は憲法改正草案を発表

党派の議員連盟がつくられ、憲法議論が本格化しました。

平成十二年一月に両院に憲法調査会がつくられました。平成十七年、自民党は条文化した憲法改正案を発表しました。国会では憲法改正のための国民投票法案の審議が始まり、平成十九年憲法改正のための手続法である国民投票法が六十年目ようやくできました。

憲法改正は時代の大きな流れとなってきました。私たちは、その流れを喜びのと同時に、危惧を抱きました。それ

は、現行の日本国憲法の制定過程から産み落とされた日本弱体化という理念をそのままに、いくつかの条項を現実に合わせての修正ではないかという事です。現行憲法制定過程の日本弱体化という問題を克服して、日本国民の自由意志により、世界最古最長の統一国家である日本の歴史伝統文化、国柄を反映し、自らの国は自ら決定し守るといふ主権独立国家としてふさわしい、新しい国内外の環境に対応して、過去から将来に渡って国民精神を統合し

うるものをめざすべきだということ。魂のこもった憲法づくりです。

平成十八年末に超党派国会議員有志二十五名により、新憲法大綱作成小委員会を結成しました。平成十九年に入り七回にわたり、新憲法について集中討議し、小委員会を「新憲法制定促進委員会準備会」に改組し、新憲法大綱案を平成十九年五月三日砂防会館での第九回公開憲法フォーラムで発表しました。私たちは、党派を超えて団結し、新憲法制定を政治のステージへ押し上げ、具体的な行動を開

始することを決意し、今後の議論のたたき台とすべきと考えたからです。

そして、今年自民党が、平成十七年に続いて、第二次憲法草案を発表しました。その内容は、私たちが発表した内容に近いものとなりました。

## ●自民党憲法改正草案

(前文)

・ 国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの原則を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概などを表明。

(第一章 天皇)

・ 天皇は元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴

・ 国旗は日章旗、国歌は君が代とし、元号の規定も新設。

(第二章 安全保障)

・ 平和主義は継承することも、自衛権を明記し、国防軍の保持を規定。

・ 領土の保全等の規定新設。

(第三章 国民の権利及び義務)

・ 選挙権(地方選挙を含む)について国籍要件を規定。

・ 家族の尊重、家族は互いに助け合うことを規定。

・ 環境保全の責務、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮を新たに規定。

(第四章 国会)

・ 選挙区は人口を基本とし、行政区画等を総合的に勘案して定める。

(第五章 内閣)  
・ 内閣総理大臣が欠けた場合の権限代行を規定。

・ 内閣総理大臣の権限として、衆議院の解散権、行政各部の指揮監督権、国防軍の指揮権を規定。

(第六章 司法)

・ 裁判官の報酬を減額できる条項を規定。

(第七章 財政)

・ 財政の健全性確保を規定。

(第八章 地方自治)

・ 国及び地方自治体の協力関係を規定。

(第九章 緊急事態)

・ 外部からの武力攻撃、地震等による大規模な自然災害などの法律で定める緊急事態において、内閣総理大臣が緊急事態を宣言し、これに伴う措置を行えることを規定。

(第十章 改正)

・ 憲法改正の発議要件を衆参それぞれの過半数に緩和。

(第十一章 最高法規)

・ 憲法は国の最高法規であることを規定。

「国民投票法」の施行に伴い、「憲法改正案」を国会に提出することが可能となりました。自民党は、国民の理解を得て、憲法改正に向けての取り組みを表明したのです。

三大原則を踏襲するなど、まだまだ課題はあるのですが、評価すべき労作です。明治憲法をしっかりと踏まえながら、その改正実現に向けて、私も全力を尽くします。